

安心で安全な食のための農業

岩崎 武司

はじめに

食料自給率の低下が指摘されているなかで、今後「食料自給力」すなわち食料生産を支える資源・技術・人の確保が重要であるが、日本では農業就業人口の平均年齢が65歳を超え、高齢化及び担い手不足が起きている。加えて、担い手不足に伴った荒廃農地や耕作放棄地、非農業用途への転用などが発生し、深刻な問題となっている。この日本農業が置かれている環境下において、農業を成長産業とするためには収益性の低さを改善していくとともに、作業の効率性等も高めていくとともに、農業従事者の所得拡大につなげることで、農業への関心を高める必要がある。

第一節では、日本における農地の利用状況及び農業従事者について考察する。第二節では、効率的な農地利用の為にどのような対策をすべきか考察する。第三節では、農業における収益性の低さの改善や効率性の向上の為にどのような対策をすべきか論じる。第四節では、担い手不足解消の為に、今後行うべきことについて論じる。

農業における多くの問題を解決して行くためにも、農業やそれを取り巻く環境に魅力づくりを行い、今後の日本における安心で安全な食料の確保につなげるためにも、農業従事者のみならず、市町村や企業等関連機関と協力し取り組んでいかなければならない。

第1節 日本における農地利用の実態

1.1 荒廃農地の現状

日本の農地面積は、主に住宅地等への転用や耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている荒廃農地の発生等により、農地面積が最大であった1961年に比べて、約159万ha減少し449万6千ha（田244.6万ha、畑205.0万ha）。一方で、荒廃農地（客観ベース）の面積は、2014年には27万6千haであり、そのうち再生利用可能なものが13万2千ha（47.8%）、再生利用困難なものが14万4千ha（52.2%）。耕作放棄地（主観ベース）の面積は2015年には42万3千haであった¹。

1ha = 10000 m²であり、東京ドームの建築面積が4万6755 m² = 約4.7haであるので荒廃農地の面積が27万6千haは東京ドーム約5万8723個であり、荒廃農地の規模の広大さがわかる²。

荒廃農地の発生原因としては、2014年における調査によれば、すべての農業地域で「高齢化、労働力不足」が最も多く、次いで「土地持ち非農家の増加」が多い。「農作物価格の低迷」と「収

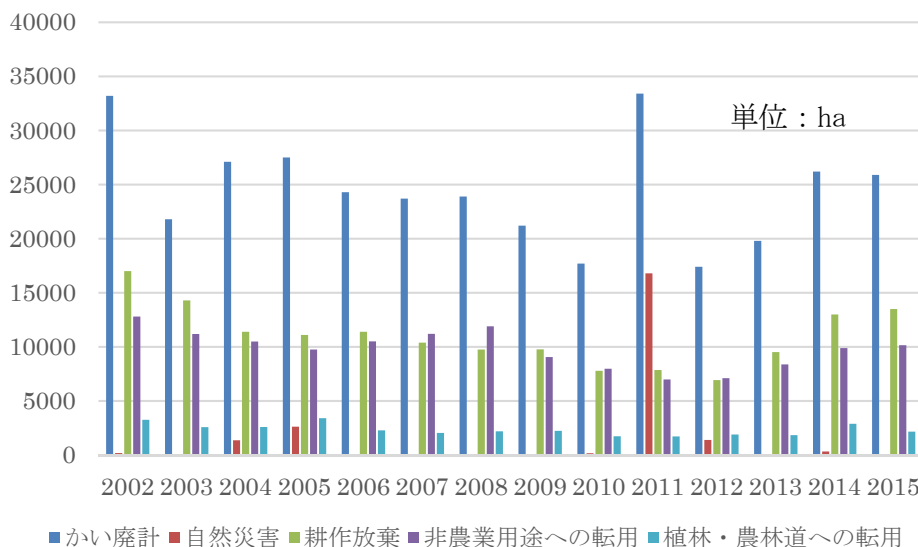
¹ 農林水産省（2016）「荒廃農地の現状と対策について」p. 3.

² 東京ドームシティ「野球情報」施設規模。

益の上がる作物がない」を合わせると全体の2割を占めている。一方、2002年に行った調査においても、「高齢者・労働不足」、「価格の低迷」、「農地の受け手がない」が主な原因としてあげられており、荒廃農地の発生原因に大きな変化はみられない³。つまり、年々耕作面積が減少している一方で、発生原因は変わらず政府の対応は十分な効力を発していない。

図1からもわかる様に2011年の東北大震災による自然災害を除くと、かい廃⁴は耕作放棄及び非農業用途への転用といった要因によって発生しており、2015年だけでも耕作放棄地は1万3500ha、非農業用途への転用は1万165haも発生しており年々多くの農地が使われなくなっていることがわかる。

図1 農地面積減少の要因



(注)「かい廃」とは、田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難になった状態の土地をいう。

(出所) 農林水産省「耕地及び作付面積統計」より作成。

1.2 農地利用規則違反の弊害

非農業用途への身勝手な転用を防ぐための農地転用許可制度について考察する。

農地転用許可制度の目的でもあるのだが、日本は国土が狭小でしかも可住宅地面積が小さく、かつ、土地利用について種々の競合が生じている。このため、国土の計画的合理的利用を促進することが重要な課題となっている。

³ 農林水産省（2016）「荒廃農地の現状と対策について」p. 6.

⁴ 田又は畑を他の地目に転換し、作物の栽培が困難となった状態の土地。かい廃は、自然災害、人為かい廃（宅地などの施設用地にするものの他、植林なども含む。）によって生じる。コトバンク <https://kotobank.jp/>

このなかで、農地法に基づく農地転用許可制度は、食糧供給の基盤である優良農地の確保という要請と住宅地や工場用地等の非農業的土地利用という要請との調整を図り、かつ計画的な土地利用を確保するという観点から、農地を立地条件等により区分し、開発要請を農業上の利用の少ない農地に誘導するとともに、具体的な土地利用計画を伴わない資産保有目的または投機目的での農地取得は認めないこととしている⁵。

しかし、農地利用規則違反が常態化しており、発覚したもので年間 8000 件にもなる。本来ならば不正行為を取り締まるべき行政が、不正に加担しているケースさえ報道されている。この背景には、転用にして往々にして「お金儲け」ができてしまうという事情がある。というのも、年間数万円程度の小作料しか取れない農地を、転用してショッピング・センターにすれば、100 万円を超す賃料を得られるようになるという事例が地方部でも発生している。小作料と比べると桁違いのお金なので、農業所有者の気持ちが、農業よりも転用に向かうことは、当然に予想される。

農地の有効利用を謳った法律や、農地転用を規制する法律は、ありすぎるくらいあるともいわれている。それらをもってしても転用が後を絶たない原因の一つとしては、日本社会の風潮が挙げられる。1989 年に制定された土地基本法 2 条においては、「公共の利害に係る特性を有していることにかんがみ、土地については、公共の福祉を優先させるものとする⁶。」とあるが、日本社会に、土地一般については、個々の地権者の好き勝手が許されるという風潮があり、その結果、いくら法律を作っても、違法脱法があとを絶たない。

規制緩和や地方分権が曲解され、ますます個々の地権者の好き勝手に拍車がかかってしまっている。違法脱法行為を容認する社会的な風潮が土地利用の乱れの元凶であり、風潮というのは、一種の社会的な傾向であるので、法律の書き換えのように簡単に変えられるものではない。つまり、農地の違法な転用の解決のためには、われわれ自身の行動を顧みる必要があるのである⁷。

個々の地権者が贅沢な算段をして協調性を失った結果、地域全体の農地利用が崩壊しつつある。日本の農業では地域全体で水や土地の計画的な利用が必要とされているのに、漠然と虫食的に耕作放棄地や農地転用が増える一方であり、この問題は耕作面積を拡大する際に弊害となりうる。田畑の広がる土地のなかに数件住宅等が点在している光景や住宅街のなかに取り残された様に農地が存在する光景を見たことがないだろうか。所有農地を拡大できたとしても、農地が集約できず複数箇所にも農地を持つといった状況になり、効率的な農業を行えないことがある。周囲の土地を顧みず土地利用を今後も続ければ、より土地利用型の農業を展開していく農業従事者にとって不利な状況が生み出される結果になる。

⁵ 農林水産省「農地転用許可制度」。

⁶ 高木 (2008) p. 89.

⁷ 神門 (2010) pp. 17-18.

1.3 荒廃農地の発生による害

耕作放棄面積のうち、約半分が土地持ち非農家の所有地といわれている。土地持ち非農家とは、文字どおり、農地を所有しているだけで自らは営農しない人たちを指し、日本には120万戸も存在する。土地持ち非農家のなかでも親から農地を相続したものの、当人は農業以外に就業している場合、地域の営農に無関心になり、漠然と耕作を放棄しがちである。水利を共有する日本の農業では、一部に耕作放棄地があると集落全体の水回りに影響を及ぼしたり、病害虫が伝播する。

野獣が農地を荒らす被害が増えているが、耕作放棄地が野獣に恰好の隠れ家を与えているといわれている⁸。とりわけ農業は土地利用に強く依存した生産活動のため、農地利用の無秩序化の悪影響は露骨に出てしまう。個々人が営農に努力しても、周辺でおかしな農地利用があれば努力が無に帰してしまいかねない。このことは、農業に対する意欲の低下や、品質の低下、高コスト化など消費者にも多大な負担を与える。

荒廃農地において再生利用が可能なものであっても、通常の農作業においては作物の栽培が客観的に不可能であるのだから、再度栽培を可能な土壌にするのに時間、費用が掛かるのであるから、貸し出さず、遊休農地であっても農地とし所有し税金を抑えようとすることは、作物の栽培可能な機会を長期にわたり失うだけであり、本来所有者にとってもマイナスである。

この状態が長期化すると、農家が農業技術を磨いたり、農地の肥沃度を高めたりするなどという長期的な農業投資が困難となり、ますます高コスト体質が強まってしまう⁹。

1.4 減反政策廃止に伴い

政府が2013年11月26日の「農林水産業・地域の活力創造本部」で、国が農家ごとに主食米の生産量を割り当てて価格を維持する生産調整（減反）を5年後の2018年度になくす方針を正式決定した。この政策は、農地集約を通じ農家が自らの経営判断で作物を作れるようにし、農業の競争力強化を促すのが狙いであった。一方で、コメの過剰生産によるコメの価格の暴落を防ぐための抑制や飼料米への補助金等の政策も並行して行われていた。

しかし、コメの過剰生産抑制への取り組みに対し、同じ県内でも市町村により濃淡がある現状を考慮し、農林水産省は市町村別のコメの作付け状況を2017年5月から公表する方針を固めた。減反政策を控えて、作付け状況を一段ときめこまかく生産者へ伝えるためである。

日本経済新聞の記事の一つに「コメ農家の離農止まらず 水田委託、受け手も限界」といったものもあった¹⁰。これは、高齢化したコメ農家の離農は止まらず、引退を決めた農家は所有農地での作付けを委託する引き受け農家を急いで探すものの、請負農地が増えすぎて、受けて側の限

⁸ 神門（2010）pp. 98-99.

⁹ 神門（2010）p. 102.

¹⁰ 日本経済新聞「コメ農家の離農止まらず 水田委託、受け手も限界」 2017年2月3日.

界が近いといったもので、後継者の不足や減反の廃止によるコメの自由化が高齢者に競争の激化を意識させ、作付けをやめる口実になりやすいと指摘がされており、減反法の廃止に伴い大量離農の到来が懸念される。

水田農家の多くは兼業農家として、小規模な稲作を継続しているが、この記事¹¹から今後高齢の農家、特に兼業で小規模稲作に従事されている人々において、農地を貸し出す農家の増加が加速すると考えられる。表1にもあるように、2015年では専業農家が44万2805戸に対して、兼業農家は88万6786戸と専業農家の約2倍の数の兼業農家が存在し、特に農業による収入を主としない第2種兼業農家が、全国的にみても、北海道を除き、どの地域においても専業農家や第1種兼業農家の数を上回っていることがみてとれる。このことは、農業構造の変化において、挙家離農型の離農が進み、残った者の規模拡大へと進んだ北海道と、兼業は進行しても保有し続けた都府県¹²との差が数値として表れている。

表2 水田作付け規模別概況および、表3 水田作営農分析指標より作付面積の1ha以下の稲作農家は多くが農業における収支はマイナス、もしくはトントンであり、農業所得率及び生産性は限りなく低いといった状況にある。小規模な稲作を行っている人々において、高齢化で労働投入量が減少したこと、農産物価格や単位面積当たりの収益が低いことから、継続する目的が家族や親せきでの消費を目的とした生産ではないかと考えられる。

先ほどの記事の例¹³からもわかるが、担い手が不足しており、農地を請負耕作される人の年齢も高齢の場合が考えられる。請負農地において高齢者が従事することは、短期的には請負により農地の荒廃を防ぐとともに、農地の肥沃¹⁴度の維持といった面でも効果はあるのだが、長期的に考えると、請け負った人が農業から離れる際に再び次の請け負う人を探す必要性が発生することは明確であり、若手の農業従事者が必要である。農地の貸し手が増加するという事は、担い手を確保できなければ、荒廃農地の更なる拡大にも繋がる恐れがあるが、農地を集約し大規模での農業も可能になるのだから、今後農地の集約に力をいれ、効率的な農業を可能としていく必要があるだろう。

¹¹ 日本経済新聞「コメ農家の離農止まらず 水田委託、受け手も限界」 2017年2月3日.

¹² 高木 (2016) p. 75.

¹³ 日本経済新聞「コメ農家の離農止まらず 水田委託、受け手も限界」 2017年2月3日.

¹⁴ 土地が肥えていて、農作物がよくできること。コトバンク <https://kotobank.jp/>

表1 専兼業別農家数

		2015年				単位：戸		
全国農業地域 ・ 都道府県	計	専業農家	兼業農家		小計	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家	
			男子生産 年齢人口 がいる	女子生産 年齢人口 がいる				
全 国	1,329,591	442,805	171,083	151,907	886,786	164,790	721,996	
(全国農業地域)								
北海道	38,086	26,597	19,411	17,272	11,489	7,945	3,544	
都 府 県	1,291,505	416,208	151,672	134,635	875,297	156,845	718,452	
東北	240,088	62,123	25,875	22,165	177,965	37,242	140,723	
北陸	99,446	19,384	5,534	4,664	80,062	11,398	68,664	
関東・東山	290,456	95,835	39,620	34,010	194,621	37,404	157,217	
東海	121,139	33,399	12,373	11,779	87,740	14,147	73,593	
近畿	125,932	36,975	11,212	11,550	88,957	10,975	77,982	
中国	121,572	38,821	7,209	6,984	82,751	9,459	73,292	
四国	79,358	33,769	10,939	10,141	45,589	7,524	38,065	
九州	199,273	88,405	35,591	31,212	110,868	26,807	84,061	
沖縄	14,241	7,497	3,319	2,130	6,744	1,889	4,855	

(出所) 2015年農林業センサス報告書

表2 水田作付け規模別概況 (2015年)

水田作付け延べ面積規模別	集計経営 体数	農業所得 (千円)	農外所得 (千円)	年金等の 収入(千 円)	総所得 (千円)
0.5 ha 未満	170	△ 112	1,529	2,526	3,943
0.5 ～ 1.0	224	30	2,212	2,114	4,357
1.0 ～ 2.0	259	258	1,355	2,771	4,385
2.0 ～ 3.0	153	846	1,726	1,485	4,142
3.0 ～ 5.0	158	1,938	1,763	1,463	5,164
5.0 ～ 7.0	94	3,134	964	1,348	5,446
7.0 ～ 10.0	121	4,690	937	1,097	6,879
10.0 ～ 15.0	129	6,003	893	958	7,839
15.0 ～ 20.0	86	9,767	728	1,118	11,613
20.0 ha 以上	222	15,223	1,198	756	17,128

(出所) 農林水産省「農業経営統計調査」より抜粋。

表3 水田作営農 分析指標

区 分	農 業 所得率	付 加 価値率	収 益 性						生産性 (付加価値額)			
			農業経営 関与者 一人当たり 農業所得	農業経営 関与者 一人当たり 総所得	農業専従者 一人当たり 農業所得	家族農業 労働1時間 当たり 農業所得	農業固定 資産千円 当たり 農業所得	経営耕地 面積10a 当たり 農業所得	自営農業 労働1時間 当たり	農業固定 資産千円 当たり	経営耕地 面積10a 当たり	
(経営全体、全国平均)	%	%	千円	千円	千円	円	円	千円	円	円	千円	
2014年	(1)	12.2	18.4	137	2,082	1,813	314	125	12	444	188	19
2015年	(2)	20.8	27.1	271	2,303	4,383	638	238	23	772	310	30
対前年増減率 (%)	(3)	8.6	8.7	97.8	10.6	141.8	103.2	90.4	91.7	73.9	64.9	57.9
水田作付延べ面積規模別												
0.5 ha 未満	(4)	nc	nc	nc	2,120	nc	nc	nc	nc	nc	nc	nc
0.5 ~ 1.0	(5)	2.6	5.4	16	2,258	600	47	20	2	93	42	5
1.0 ~ 2.0	(6)	12.7	15.6	131	2,226	3,686	297	133	13	352	164	16
2.0 ~ 3.0	(7)	23.5	27.6	423	2,071	3,525	731	248	27	799	291	31
3.0 ~ 5.0	(8)	31.5	37.7	945	2,519	4,213	1,113	412	38	1,247	493	45
5.0 ~ 7.0	(9)	34.6	41.4	1,458	2,533	4,748	1,546	557	43	1,697	668	51
7.0 ~ 10.0	(10)	33.4	43.0	2,122	3,113	5,154	1,809	580	43	1,999	746	56
10.0 ~ 15.0	(11)	30.8	40.9	2,440	3,187	5,175	1,972	517	41	2,119	687	54
15.0 ~ 20.0	(12)	37.8	47.9	4,247	5,049	9,044	3,767	725	50	3,708	919	63
20.0 ha 以上	(13)	33.0	45.5	5,701	6,415	10,217	4,286	554	42	3,978	763	58

(注) 「nc」:計測不能

(出所) 農林水産省「農業経営統計調査」より抜粋。

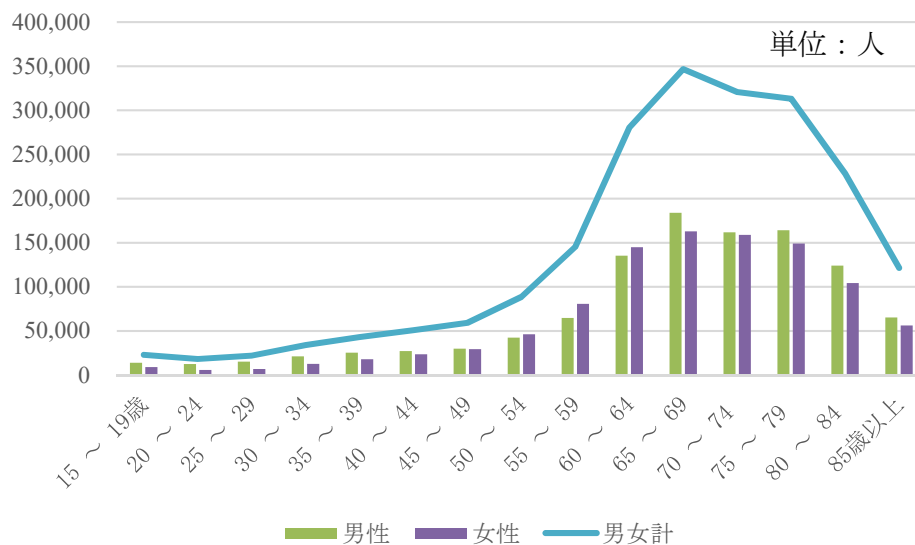
1.5 農業従事者の高齢化に伴い

日本では農業就業人口の平均年齢が65歳を超え、高齢化及び担い手に不足に陥っている。新規就農者の必要性がいわれており、図2からみてとれるように、農業従事者のうち60歳以上が多数であり、65~69歳が男女ともに最も多く、60歳以下の年齢層の従事者と比較すると圧倒的に若者の就農者が少ないことがわかる。

先にも述べたが、今後高齢の農業従事者の人々が減反廃止に伴い農地の貸付へと動いた際、担い手の不足した広大な面積の農地が発生しうる。耕作放棄地の発生による周辺の農地への弊害の発生を防ぐためにも、貸し手の需要に応えられるだけの担い手の必要性があり、若手の新規就農者や更なる農地拡大を考える人々へと円滑に土地を引き継いでいかなければならない。

担い手として新規就農者の確保のみでいうのであれば、他の産業同様に外国人労働者による労働力確保はいわれても仕方ないが、それではただ人件費におけるコストを考慮するだけであり、日本人がやりたくないことは外国人に任せればよいと考えているととられかねない。日本国内における農業への関心を高めるとともに、収益性を高め、就農したいと思えるような魅力を増加させていくことこそが、日本農業を本当の意味で成長産業へとするのである。

図2 年齢別農業就業人口（2015年）



（出所）2015年農林業センサス報告書より作成。

第2節 効率的な農地利用を目指し

2.1 農地転用対策として

第1節において農地の無断転用を防ぐために農地転用許可制度が制定されたとあるが、現状として転用は行われており、転用を防ぐとともに有効に利用する方法とし、農業振興地域への指定が方法の一つとしてあげられる。

農業振興地域とは、農業振興地域の整備に関する法律によって設けられた制度であり、農業の振興を図るべき地域を定め、土地の有効利用と農業の近代化のための措置を計画的に推進し、農業の健全な発展を図ることを目的として、都道府県知事が指定した地域のことをいう。農業振興地域の農用地区域内の農地では、農地以外での土地利用が厳しく制限されており、農地以外への転用が許可されない。策定に当たっては、今後相当期間（概ね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域として、県が市町村と協議し市町村ごとに指定、計画が立案される¹⁵。

この計画では、農用地等として利用する土地を農用地区域として設定し、住宅や店舗、工場等の開発が制限される一方で、農業を振興するための国の補助事業等は農用地区域を中心におこなわれるため、優良な農地における無秩序な開発を防ぐとともに、農業上の公共投資の効果を十分に発揮させることが可能となる¹⁶。

農地の所有者にとって前向きな営農を営む場合において遺憾なくこの制度は効力を発揮するが、一方で農用地区域においては開発行為が厳しく制限されているため、どうしてもその土地を

¹⁵ 岩手県「農業振興地域制度とは」。

¹⁶ 千葉県「農業振興地域制度について」。

開発しなくてはならない場合であっても、農用地区域からの除外が認められない場合や、手続きに時間を有したり、受付期間も限られているといった点にも留意する必要がある。

2.2 農地中間管理機構（農地集積バンク）利用による集積

農地中間管理機構の有用性及び問題点

農地中間管理機構は、2014年度に全都道府県に設置された、都道府県の第三セクターという位置づけにある、農地の中間的受け皿である。

- リタイアするので農地を貸したいとき
- 利用権を交換して、分散した農地をまとめたとき
- 新規就農するので農地を借りたいとき

といった、場合において活用される。

農地を貸したい人にとっては、公的機関であることから賃料が支払われないことや、耕作放棄地になるのではないかという懸念材料の払拭に有効的であり、一方で、借りたい人にとっては、出して農家との個別に交渉する必要なく、機構と相談することで、ニーズに合わせて、まとまった農地を借りることができる¹⁷。

この機構が今後地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等を借り受け、必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い、法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業等の担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、貸付けを行っていくことで担い手ごとに集約化した農地の利用が可能となるとともに、農地の集積・集約化で遊休農地・耕作放棄地の削減も可能となる。機構は、その業務の一部を市町村等に委託し、農地中間管理機構を中心とする関係者の総力で農地集積・耕作放棄地解消を推進していくことも注目すべき点である。

例えば、離れた複数の農地で作物を栽培するよりも、同じ合計面積を持つ1つの広い農地で栽培するほうが、行ったり来たりをせずに効率よく農業が営める。集約化することにより、耕作面積が拡大した場合の、コストの削減や生産性の上昇につながるということは、表3の数値から見ても当然である。

農地集積・耕作放棄地解消を機構のみでなく関係者の総力でおこなっていくことは、農地の水利を共有する等の特殊性を考慮すると必要なことである。周囲の合意の形成や協力がなければ、基盤整備等の条件整備等に影響がでるのは当然の結果となる。関係各所との意識の共有を為し、協力体制を整えることで、集落・地域が抱える農地問題の解決にも繋がり、農地集積・耕作放棄地解消一時的なものではなく、長期的なものとする事ができる。

ここまで有用性についてばかりだが、もちろん現実には簡単ではない。まず、年々取扱実績は伸びているものの、機構が設立された初年度に機構を利用し、集約が行われたのは2万4千haと低水準であり、開始して日が浅いこともあり、関連機関との連携強化や農地という短期的に結果

¹⁷ 農林水産省「農地を借りたい方、貸したい方へ」。

の見えにくいものであるから、5年、10年後になっての評価でなければ正確な評価を下せない。

次に、農地の貸し出しの際、借り手は機構との相談で借りられるのだが、出し手農家からみれば、貸す相手がわからず、どのような農地の利用を行っていくのかという不安材料になる。村落社会において、農地は単なる生産要素ではなく、いえの社会的序列を規定する象徴財・政治財としての側面を持ち、農地はイエ規範やムラ規範が大きく影響する¹⁸という性質を考慮する必要性がある。

農地中間管理事業の優良事例

農地中間管理事業による優良事業は全国で年々増加している。ここでは例とし、福井県越前市山室地区について触れる。

この地区は水稻、大麦、大豆を栽培する水田地帯であり、地区内の多くは小規模農業者による耕作が為されており、高齢化及び後継者不足により遊休農地化するおそれがあった。

この地区における取組の大きなポイントとして以下が挙げられる。

- 農業者からの希望により、市・機構職員が実施した機構事業説明会を契機として、地区内の農業法人が中心となって、農業者・農地所有者の話合いの場を設け、地区の農業の将来について何度も話合いを行った。
- 話合いを重ねることにより、機構を通じた農地の再配分・集約化が担い手の規模拡大、経営の効率化に最も効果的であるとの認識の共有が為された。
- 集積に当たっては、多面的機能支払交付金事業を活用し、出し手を含む地域住民と担い手が協力して草刈りや施設管理作業に取り組むことにより、担い手の負担軽減を図ることができた。

以上のほか、話合いには機構・市・JAの職員、農業委員が参加し、機構事業の狙い、内容等について丁寧に説明を重ねるといふ、関係者の総力によって問題解決に取り組んだ。農地の集約に当たっては、当該地区内の担い手は他の地域でも営農を行っていたことから、農業法人の代表が調整役となり、他地区の農地を含む利用権の交換を行うことで、当該地域においては農業法人と個人の認定農業者1名に農地が集約され、連担する農地を大きく拡大することができた。

結果として、地区内農地面積は36.3haのうち担い手の集積面積（集積率）は5ha（13%）から28ha（77%）まで上昇し、担い手の平均経営面積は1haから13ha、団地の平均面積は0.1haから3.8haに拡大に成功した¹⁹。

この地域における集積・集約の実現の成功した一番の要因としては集落全体の認識の共有であったといえる。高齢化や後継者不足といった問題を地域の特に小規模農業者全員が個々で解決するという事は、現実的でなく、個々の利害関係やその他に抱える細部での問題はあったとしても、一番大きな担い手不足を解決するには、少しでも大きな規模の集団となり解決への手法を模索する必要がある。

¹⁸ 中嶋（2016）p. 96.

¹⁹ 農林水産省「平成28年度の農地中間管理事業の優良事例集」。

全国的にみても担い手不足は顕著に今後あらわれることは明白であり、1モデルとして福井県越前市山室地区の例は他の同様の問題を抱える地区や全国の耕地面積の約4割、総農家数の約4割を占める²⁰一方で、人口の減少、高齢化の進行等により地域の活力の低下、担い手不足による生産基盤の脆弱化等が顕著にあらわれている中山間地域²¹において一考すべきではないか。

機構を利用しての集積・集約は手法の一つであり、利用せずとも地域住民が主体となり問題解決に取り組み成功させることも可能ではある。機構を利用し、法人の新たな新設や企業の誘致など農地の集約・活用だけでなく、地域の活性化につなげようとするなどの動きもあり、それぞれの集落・地域にそれぞれあった手法を模索する中、先行事例を有効的に活用し、対応していくべきである。

2.3 農地に係る課税の強化及び軽減

遊休農地への課税強化は2016年度税制改正大綱において触れられており、2017年度から実施されているのだが、対象は農地法に基づき、農業委員会が、農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地とされている。

この協議勧告が行われるのは、機構への貸付けの意思を表明せず、自ら耕作の再開も行わないなど、遊休農地を放置している場合に限定される。2017年1月1日時点で農地中間管理権の取得に関する協議の勧告が継続している農地は、88ha存在する²²。

遊休農地に判定された場合、再生可能農地と再生困難農地に分類され、再生可能農地だけが所有者への利用意向調査の対象になる。再生困難な農地においては、農業委員会による非農地判定、もしくは固定資産税の現況課税主義から、原野・山林・雑種地等で課税される。現況では、実際に新たな課税強化がなされる遊休農地は再生可能農地のみである。

遊休農地所有者に対し農業委員会が年に1度、意向調査を行い、調査から6ヶ月以内に回答がなかった、もしくは、意向調査では自ら耕作すると回答しても実際には6ヶ月を経ても耕作を開始する様子がないような場合において勧告がなされ、勧告を受けた翌年から課税の強化がなされる。

課税の手法としては、通常の農地の固定資産税の評価額は、売買価格×0.55（限界収益率）となっているところ、遊休農地については、0.55を乗じないこととする。つまり、対象の遊休農地の固定資産税評価額及び税額は改正前の約1.8倍になる。一方、新たに遊休農地を農地中間管理機構へ貸すと、新たに機構に貸し付けた農地に係る固定資産税を数年間1/2に軽減する。仮に遊休農地を放置した場合と機構へ貸し出した場合の差は3.6倍となる²³。

遊休農地所有者に対し増税という圧力をもって、農地の貸し出しを促すということは国民から

²⁰ 農林水産省「中山間地域とは」。

²¹ 平野の外縁部から山間地を指す。山地の多い日本では、このような中山間地域が国土面積の約7割を占めている。農林水産省「中山間地域とは」。

²² 農林水産省「平成28年 農地法に基づく遊休農地に関する措置の実施状況について」。

²³ 農林水産省「遊休農地の課税の強化」。

の印象は良いものではないが、この様な政策を行ってでも、安定的に食料を供給や農業の多面的機能を考慮し、遊休農地の解消は行っていくべきである。勿論、税が上がりそうと先祖代々の土地であったり、自身が開墾した土地であったりと心情的な面において、それでも保有し、再生困難な土地にしてしまう者も存在するだろう。そうであっても、遊休農地を少しでも多く再生可能な農地である内に集積し、効率的な利用を行う必要がある。

今後、農業振興地域内の農地に限らず農地の集約を行うため課税強化等を行っていくべきであり、再生不可能な農地の把握をより厳密に行うことは、効率的な農地集積および、正確な農地の把握につながるため、今後強化していくべき点である。

2.4 小規模農業者保護を継続すべきなのか

土地・労働・資本といった本源的生産要素の用いられる割合を集約度というが、農業は他の産業と比較にならないほど高い産業である²⁴。表2 水田作付け規模別概況から作付け延べ面積が大きいほど農業所得は高くなり、表3 水田作営農分析から作付け延べ面積が大きいほど生産性（付加価値額）は高くなる。以上の様に耕作面積が大きいほど、所得および生産効率性は高くなるのだが、戦後から様々な小規模農業者の保護を謳った政策がなされてきた。高度経済成長以降兼業農家は増加しており、2015年では兼業農家は専業農家の約2倍存在している。もちろん兼業農家の全員が小規模農業者であるということとはできないが、作付面積が小規模であるほど農業所得が少ないのだから、農外所得の多い傾向があるといえる。

これまで価格保証や小規模であっても機材の導入によって省力化できるようにと制度を行ってきた。小規模農業者保護を継続することは、農地の集約化とは真逆の効果にしかない。政府として農地の集約を進める上で小規模農業者に対する保護の縮小は必要であるとともに、兼業農家のうち、特に農業以外の所得が主である第二種兼業農家についての優遇は縮小してもよいのではないか。保障の縮小による農地の集約を目的とするので、小農切り捨て論とともに、遊休農地の課税強化同様の批判は生まれるだろう。兼業農家で特に第二種にあたる耕作従事者の農業に対するインセンティブは果たして専業農家と比較し高いだろうか。農業において、機械化・省力化がすすむとともに、後に触れるが収益化のために法人や6次産業化に取り組む経営体が増加するとともに、ただ農業に対する知識だけではなく機械等と幅広い分野における知識も必要とされてきている中で、対応するだけの余力はまずない。その為、拡大・収益性を高める意欲の高い経営体へと集約化を行っていくことが長期的にみて現実的であるため、現行制度からの移行が必要となる。

²⁴ 荏開津（2008）p. 45.

第3節 収益性及び効率性上昇のために

3.1 販路の拡大のために

農業における収益の確保の上で販路の確保・拡大は避けては通れない。グローバル化の進む市場において、国内に外国産の農作物がみられるように、海外において日本の農作物の参入する余地はある。日本の食の安全性に対する意識は高く、原発事故以降福島県産の農作物等における検査が徹底され、安全基準をクリアしたモノのみが市場に流通したにも関わらず、消費が落ち込み、一方生産者はそれに対する対応の強化等、福島に限った話ではないが消費者の意識に比例し、生産者たちの努力が行われ来ており、それが日本の農産物等の安全性の高さに表れている。海外においてヘルシーフードとして日本食が脚光を浴びるなど、海外における商機にあふれている。

海外での販路の確保には個人での活動のみでは海外におけるニーズの調査、果実などの生鮮品の鮮度維持、地域になじみの薄い商品の活用法の拡散、各国における病害虫に対する検疫等に対応していくには限界がある。

関西国際空港に2015年、食材輸出に特化した定温保冷倉庫がオープンしたことが輸出の伸びに貢献しているとみられるが、近畿圏からの果物輸出は2016年に58億円と前年比3%増え、過去最高を更新し、関空からの果物の輸出金額は2016年に21億円と平成26年比で約2倍に伸びた²⁵。

この事例のように、海外への輸送方法の改善といった対策により輸出の増加は可能であるため、生産の場だけではなく周囲の環境の整備により販路の拡大は可能であり、関連機関における設備の整備・拡充を行う必要がある。ただ、生産者側は関連機関に任せるだけでなく、輸出先の地域に合わせた食味改善に向けた技術改革や協力体制を整えていくべきである。

海外市場、アジアでは中国産、韓国産などが出回っているが、日本産は富裕層に人気があり、現地では他国産の2倍の値で売れるケースもあることから、価格競争ではなく、付加価値や質の向上による競争が可能であり、取扱量の増加だけでなく、収益性の確保も可能である。海外では梅を使用した料理のなじみが薄いなど、日本では当たり前で使用される食材であっても、未開拓の市場は多数潜在している。料理法などをともに輸出することで新規市場の開拓が可能であり、成功すれば関連機関にも利益が及ぶため全体として連携の強化して行くべきである。

政府としても日本産品の新たな海外販路・市場づくりのために輸出促進対策として、海外での商談会の参加・開催、海外のアンテナショップで出品・運営などでの補助を行っているが²⁶、そこにとどまらず世界的に市場調査や各国との検疫の調整に更なる注力をすべきである。

²⁵ 日本経済新聞電子版「関西の果物 海外に活路 輸出拡大へ官民動く」 2017年9月5日。

²⁶ 農林水産省「販路拡大」。

3.2 農商工連携、6次産業化の活用

農商工連携と6次産業化

農商工連携は、農山漁村の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者の方々がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むものである。今では、「農商工連携」と「農業の6次産業化」は、ほぼ同義の言葉として使われている。1+2+3=6の6次産業化と1×2×3=6の6次産業化のうち後者ではほぼ同じであるからである。

1+2+3=6の6次産業化は、1次産業者である農林漁業者が2次・3次産業者である商工業者の分野に少しずつ進出することで、加工費や流通マージンなど、商工業者が得ていた利益の一部を農林漁業者自身が得ることで活性化させることである。一方の、1×2×3=6の6次産業化は、1次産業者が関連する事業全体に係わることで、新たなものを生み出し付加価値を高め、1次・2次・3次産業のすべての事業者の利益を増やしていくことで1次産業者を活性化させることである²⁷。

後者の6次産業化の方が現実的であるだろう。前者であれば、1次産業者が6次産業化にあたり、加工施設や加工におけるノウハウの取得、販路の開拓・確保までを単独で行うとともに、それまで2次・3次産業者の行っていたものを奪い参入するわけだから、参入にあたり妨害等を受ける不安要素が生じる恐れがある。後者は1次産業者が関連事業全体に係り、新たな価値、付加価値の創造により他社の利益を奪うことなく、全事業者の利益拡大を目指すのだから、前者に比べ6次産業化にかかるコストは下がるとともに、関連事業者からも受け入れられやすいため、後者の手法をとる経営体は多いだろう。

農商工連携を成功させるためには

農商工連携を行ったからといって実施した経営体が全て成功しているわけではない。成功例にはある程度の共通点がみとれる。まず有機栽培や減農薬栽培、他の産業で培われた殺菌技術を応用する、生産者の顔が見えるなど「安心で安全なもの」、「おいしい」誰しもが求める要求を満たしていることが前提となっている。次に「ブランド化」やその地域の名産品等、地場農水産品等を活用した商品開発、地場企業との連携が主に共通している。他に、農業法人と実需者による生産・加工・流通の広域連携や新しい生産技術による高付加価値、規格外のものを利用した商品開発もみられた。

例として香川県高松市を挙げる。農業者は、需要に合わせた計画生産を実施し、製粉業者、製麺業者、JAの連携により、県が開発した麺用小麦「さぬきの夢2000」の利用拡大・ブランド化の取組を実施し、ブランド化の一環として、「さぬきの夢2000 こだわり店」を選定し、年間を通じ、県産小麦100%うどんが提供された。以上により、県独自開発の麺用小麦製品の普及・定着

²⁷ 安田・才原（2011）pp. 68-72.

に成功するとともに、2006年度売上は1.1億円となった²⁸。

主要な成功した経営体で共通に行われていることは、実需に沿った計画生産とともに、連携によるブランド化による付加価値の形成、普及・定着といった点であった。農商工連携は新たな価値・付加価値の形成だが、地方を見ればその地域の人にとっては当たり前であっても、他の地域においては珍しいものなど多数の付加価値の形成を行う余地のあるものが潜在的に存在している。地域のものを使うことは、商品を通じてその地域の情報発信にもつながり、魅力ともなり観光集客にも活用が可能である。

3.3 大規模施設園芸および植物工場

施設園芸は一年を通じ、長期的な貯蔵が困難な野菜等の園芸作物を消費者に供給するためには必要不可欠なものである。高齢化により施設園芸農家においても減少経営体数は減少傾向にあり、温室の設置面積も1999年には5万3500haあったが、2012年には7100ha減少し4万6400haとなった。今後の安定供給を確保するためには、施設園芸における高度な環境制御技術の導入を推進による、生産性向上を図る必要がある。

高度に環境制御をしている施設園芸及び植物工場とは、施設内で植物の生育環境を制御し栽培を行う施設園芸のうち、一定の気密性を保持した施設内で、環境及び生育のモニタリングに基づく高度な環境制御と生育予測を行うことにより、季節や天候に左右されずに野菜などの植物を計画的かつ安定的に生産できる栽培施設を指しており、主に株式会社か農地所有適格法人・農業者によって運営されている。農林水産省の政策により2010年以降参入したものが58%を占めている。植物工場において生産される野菜は特に天候不順等での露地野菜不足時の代替品的地位となっている場合が散見される。その機会に露地野菜との安定供給や品質等での違いの理解を得ることで、今後より一層の安定的取引拡大につなげる必要がある。

周年の計画生産、作業の標準化、生產品の選別・袋詰めといった経営上の工夫が高い割合で行われており、合理的な生産の傾向にあるのだが、収支面では黒字と収支均衡の合計が63%を占め、赤字との回答が37%といった調査の結果も出ている。背景としては、生産面では、生育環境の制御において化石燃料や電力会社からの電気供給への依存、人件費、設備費といった面で大きな負担があり、販売面では農産品価格が低いことに加え、露地や通常のハウスとの価格競争にあることがあげられる²⁹。

今後多様なエネルギー資源の利用、効率的な利用、データの集積や機会による省力化によるコスト削減、高付加価値化、価格の高い時期での出荷、安定的取引先の確保などの経営課題の解消が必要である。

高度に環境制御をしている施設園芸及び植物工場において用いられている、太陽光を利用した精密な環境管理や人工光は発展途上の技術であるとともに、他の技術においても先端技術が多く

²⁸ 農林水産省「農商工連携88選事例一覧」。

²⁹ 一般社団法人日本施設園芸協会「大規模施設園芸・植物工場 実態調査・事例調査」。

みられ、運用の難しさや高度なノウハウを持つ担い手の育成など問題が複数存在する。企業による農業への進出、植物工場へと参入などあったが、2016年末に東芝が植物工場を閉鎖したように撤退を行った企業もすくなくない。企業の参入において農作物の収益性の低さを考慮したうえでの戦力を持って参入すべきなのだ。

植物工場においてはもう一つ大きな問題が存在する。税制度において農地とは一般的に耕作が可能な土地を指している。ハウス栽培で地面にシートを敷いている場合はシートをはがすことで、耕すことが可能なため農地として扱われるが、植物工場は床にコンクリートを敷いているため、耕すことができない。そのためほとんどの場合で植物工場は農作物を栽培しても、農地ではなく宅地として課税される³⁰。

将来的な食料の安定供給を目指し、高度に環境制御をしている施設園芸及び植物工場に対し、適切な税制度への改革や技術革新のためにも官民一体となって取り組むべきである。

第4節 次の担い手の確保のために

4.1 認定農業者の活用

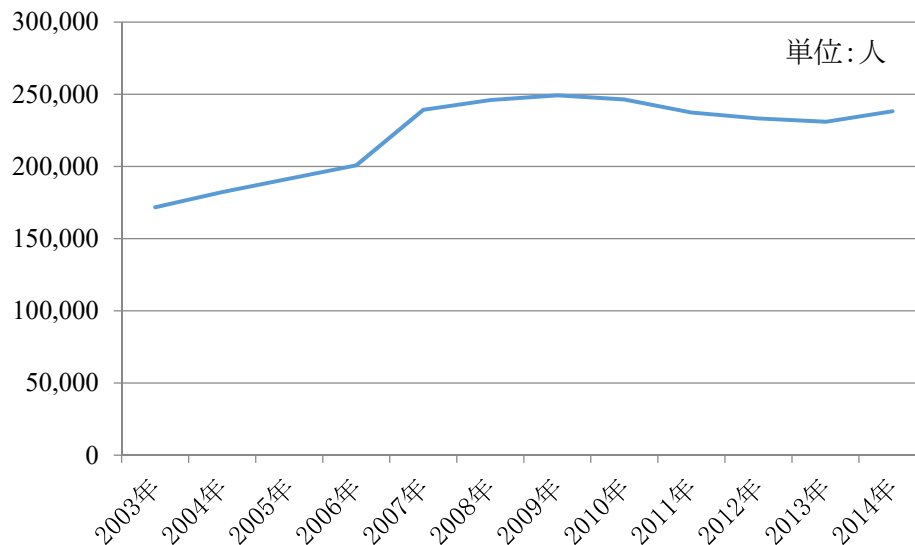
認定農業者は1993年に創設された、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村が作成する基本構想に照らして、市町村が認定する認定農業者制度により認定された農業者および法人である³¹。図3からわかるように総数は横ばいとなっており、2016年3月末においては24万6085人となっている。

認定農業者は自ら5年後の目標と達成のための取り組み内容を作成し、市町村に認定を受けるため、目標が達成可能であり、計画的な生産を基にした意欲的な耕作が期待できる。地域におけるニーズに合った計画を個々人が市町村等との連携なしには容易には成し得ない。市町村等地域においてどのような計画が求められているのかというこの開示を進めるとともに、新規就農や規模の拡大に対しての支援措置を有効に組み合わせ、若年層における就農の参入しやすい環境づくりにつなげるべきである。

³⁰ 日本経済新聞「植物工場は？ 農地規制見直し、農業の定義問う」 2017年5月29日。

³¹ 農林水産省「認定農業者制度について」。

図3 農業経営改善計画認定数総計の推移



(注) 各年度の数値は3月末のものである。

(出所) 農林水産省「認定農業者数」より作成。

4.2 農福連携への希望

農業と福祉の連携は、障害者や生活困窮者の就労訓練や雇用、高齢者の生きがいや介護予防の場となるだけでなく、高齢化や過疎化といった問題を抱える農業・農村にとっても、働き手の確保や地域農業の維持、更には地域活性化にもつながるため、推進が求められており、2017年度から都市地域だけではなく農村地域でも整備等に支援をうけることが可能となったためより一層の拡大が見込まれる。

農業側においては高齢化、担い手不足、特に若年層における就農者の不足がみられ、障害者においては、ほぼ全ての年齢層で一般より就業率が低いとともに、就労の機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上の訓練等を行う障害者施設での賃金も少ないという問題の解決につながるため、双方の問題を解決するとともに、互いに損をしない様な機会の構築をすべきである。実際にハローワークを通じた農林漁業の職業への障害者の就職件数は2015年度で2820件と5年間で79%増と増加傾向にある³²。

農業法人は障害者の雇用に対し、障害者に適した業務の特定や開発、障害者の事故や怪我、障害者のための環境整備等といった面で懸念されており、また、障害者の雇用に関して欲しい情報や支援としては、障害者雇用の支援制度に関する情報、障害者が行う農業技術に関する情報等が挙げられている。農福連携を進めるうえで雇用側・就労側双方の懸念材料を払しょくするために

³² 農林水産省『「農」と福祉の連携』。

も、モデルケースの拡充および現況における活用可能な制度の内容についても周知していかねなければならない。

農業分野に限ったことではないが、障害者就労を受入れる際には、障害特性等の情報を、支援者間で共有し、就労支援に役立てなければならない。標準化やIoT等の先進技術の導入など、ルールを明白化や省力化、マニュアル化を進めるとともに、職場環境整備や作業器具の工夫により、今後更なる障害者による作業の幅の拡大も行える。その中で、農業という雇用側としても担い手不足による人材の確保必要とされている産業と労働者側の賃金の上昇や特別支援学校において農業関係の教育活動を行っている学校が多数あることから農作業への一定の理解がなされていることなどを考慮すると、推進しやすい事業である。

4.3 これからの農村のあり方

都市と農村

都会と地方を比較すれば、利便性等様々な違いが浮き彫りになる。農村と比較すればより一層明確であることは言うまでもない。利便性やその他サービス面を考慮し、農村が都会に勝るほどの魅力を内包しているだろうか。

先も述べたが、中山間地域における高齢化・集落人口の減少は進行している。人口の減少は、農業においては農地・農業用水等の地域資源の維持管理、生活においては様々な生活サービスの提供等の継続に支障を及ぼすことも懸念される。

いくら土地があろうと魅力が少ない土地への定住や就農を考える人は少数であり、その結果が集落における高齢化・過疎化、限界集落を生み出すなどといった結果として表れているのではない。農業自体に魅力は当然必要とされるが、それを取り巻く環境の整備も当然必要となってくる。ただここで田舎を都会同様にすべきといたい訳ではない。生活サービスの提供の継続を確保したうえで、都会とは異なる魅力をもとに人を呼び込み活性化させていくべきなのだ。

村に魅力を

農村を都会と同じにすることは、多様性が失われるとともに、農村といったコミュニティ特有の性質の喪失にしかならない。農村は都会に比べ自然が豊かであり、自然を活用した観光資源も多くみられる。個人化のすすむ現代において町内会等の相互扶助の意識が残っている地域は多く存在し、それらを魅力に感じる人は少なからずいる。

農村が今後人を呼び込むには、それぞれの地域における伝統などの活用や、コウノトリなどの姿を消してしまった動物たちが再び暮らせる環境づくりが必要であり、生物多様性の保全のため豊かな自然を取り戻し、環境創造型の事業の推進が行われるべきである。その地域の特有性の活用や、新たな創造は様々な付加価値の向上につながる。生物多様性を用いた観光業の創造、それによる観光客の集客や地域の活性化、環境創造型農業による付加価値をつけるなどが可能だが、

農村全体での協力もとの運用が必要である³³。地域ごとのまとまった方向性や計画をもとに合理的かつ効率的、長期的に運用が可能なものにしなければ一過性のものとしかならない。長期的な運用により、地域の活性化の持続誠意を持たせることこそ、移住者の安定した確保やその地域への理解や応援にもなるのだ。

何か一つの産業・分野における事業ではないところに留意すべきである。一部の人にしか利益が生じない事業や施設は理解や協力を得ることはできない。複数の人が受益者になることで理解・協力を深める環境の形成がこのような事業には必要となってくる。

育成の場として

人手不足がいわゆる農村において人材は待っていれば勝手に来てくれるようなものではなく育てていく必要がある。しかし人材の育成・受け入れ体制の構築は個人によるものでは限界がある。それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決し、持続可能な力強い農業を実現するため集落・地域ごとに計画を作成し、取り組むしかない。

- 今後の中心となる経営体
- 地域の担い手は十分な確保
- 将来の農地利用のあり方
- 農地中間管理機構の活用方針
- 近い将来の農地の出し手の状況
- 中心となる経営体とそれ以外の兼業農家、自給的農家の役割分担を踏まえた地域農業のあり方

といった要点を中心に問題解決の計画の作手を進めていく必要がある。集落・地域における計画作成、取り組みを行う際、農林水産省の打ち出す、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）がある。この制度を利用することで受けられる支援も存在するため問題可決のため有用に活用できるはずである。

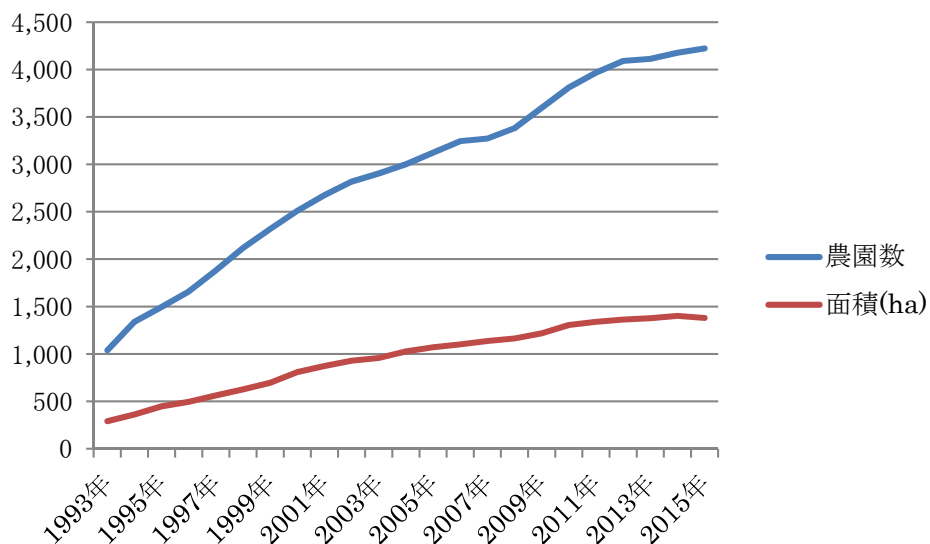
育成及び都市部と農村の交流の場として、市民農園等の農業体験施設の活用も有効的である。2003年4月に、構造改革特別区域法が施行され、農地の遊休化が深刻な問題となっている地域にあって、地方公共団体及び農業協同組合以外の多様な者による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例措置を講じ、市民農園の開設を促進されており、近年、都市住民と農村の交流、農作物の栽培、農作業を通じた教育、障害者・高齢者対策等様々な効果が市民農園には期待されており、政府の後押しもあり図4からわかるように年々その規模は増加傾向にあり、2015年度では農園数4223、区画数18万9895、面積にして1381haと規模を拡大している³⁴。

市民農園の活用により耕作放棄地の解消の事例も見られており農地の有効活用、次世代の育成と農業に対する興味を持ってもらう場としても活用できる。

³³ 大和田（2011）pp. 86-94.

³⁴ 農林水産省「市民農園をめぐる状況」.

図4 市民農園の設置状況の推移



(出所) 農林水産省「市民農園をめぐる状況」より作成。

4.4 国民の農業への関心

これからも農業という第1次産業を存続させていくため、ひとつの職業として選ばれていくためにも生産性の向上や収益の拡大のための方策、新たな人の呼び込みのための方策について考察および論じてきた。

しかし、国民の農業に対する関心がなければ何も変わらないともいえる。高度経済成長以降、第3次産業へ就職する人が増加するなかで、いかにして第1次産業への興味関心をひくのが大切である。国や関連機関の農業に関連する情報の提供を行うことは当然であるが、対象とする人をどことするかが重要となる。

国内産の農産物の消費を促すだけであれば価格補助や地産地消を掲げれば一時的な関心はひけるだろう。しかし、就農につなげ、長期的に営農を望むのであれば、この手法は不十分であろう。例えば、教育のなかで様々な将来の一つの選択肢として、提示していくべきである。

教育のなかといえど、義務教育の一つとし、知識として教えるだけでなく、実習など実際に触れる機会を増やしていくべきである。たとえ行ったからといって就農する人は少なくとも、「食」という、人の一生に関係することなのだから教育における機会の増加は、子供の教育上で無駄とはならないはずである。

家庭内であれば、先に挙げた市民農園の利用がいえる。種や苗から育て、収穫し実際に食べるという、一連の流れの中で学ぶことは少なくない。様々な機会・選択肢を増やし、興味関心へとつなげ、農業の問題を考えてもらう導入にしていくことが、長期にわたる問題の解消にも結び付

くのである。

おわりに

少子高齢化が進む社会において特に地方においては、農地の荒廃や違法な転用が問題となる可能性は十分に孕んでいるといえる。日本という狭小な土地で効率的な利用の仕方が求められるとともに、不安定な世界情勢において「食」という人の生存の根底にあるものの安定した供給・確保は確保されなければならない。供給元の一つである農業においては、安倍政権において成長産業と位置付けられているが、担い手不足、収益の低さ、非効率的な農地利用など問題を抱えている。

技術の進んだ現代において農地集約を行えば土地の有効な利用、また農業の効率化も可能となる。それに伴い農業に従事する人々の所得を拡大させ、新規就農者を呼び込んでいくためにも生産性、収益性といった分野でIoTの活用や機械化の確立をすすめていくべきだ。

農業における多くの問題を解決していくためにも個々の力だけでなく、集落・地域・市町村等の関連機関と意思疎通を行い、計画的で有効性の高い取り組みをしていかなければならない。その中で農業やそれを取り巻く環境に魅力づくりを行うことで、地域の活性化など関係者全員が受益者となる。

経済の高度化した現代においても1次産業に関する問題に前向きに対処していくことこそが、私たち個人の人々の生活の向上やより安心して安全な食料の確保につながり、日本全体での経済の向上と成り得る。

参考文献

- ・荏開津典生（2008）『農業経済学 第3版』岩波書店.
- ・大泉一貫（2014）『農協の未来 新しい時代の役割と可能性』勁草書房.
- ・大和田順子（2011）『アグリ・コミュニティビジネス 農山村力×交流力でつむぐ幸せな社会』学芸出版社.
- ・岡本重明（2010）『農協との「30年戦争」』文藝春秋.
- ・神門善久（2010）『さよならニッポン農業』NHK出版.
- ・高木賢（2016）「農地政策の変遷と農村社会」高崎経済大学地域科学研究所編『自由貿易下における農業・農村の再生』日本経済評論社.
- ・田代洋一（2011）「食料・農業政策」田代洋一・萩原伸次郎・金澤史男編『現代の経済政策』有斐閣ブックス.
- ・中島晋作（2016）「農地市場と農地集積のデザイン」高崎経済大学地域科学研究所編『自由貿

- 易下における農業・農村の再生』日本経済評論社.
- ・宮崎直己（2009）『農地法概説』信山社.
 - ・安田亘宏・才原清一郎（2011）『食旅と農商工連携のまちづくり』学芸出版社.
 - ・一般社団法人日本施設園芸協会『大規模施設園芸・植物工場 実態調査・事例調査』
<http://jgha.com/jisedai/h28/report/28bessatsu2.pdf>
 - ・一般社団法人日本施設園芸協会『大規模施設園芸・植物工場・改善の手引き』
<http://jgha.com/jisedai/h28/report/28bessatsu1.pdf>
 - ・岩手県「農業振興地域制度とは」
<http://www.pref.iwate.jp/nougyou/nouchi/19949/003736.html>
 - ・千葉県「農業振興地域制度について」
<https://www.pref.chiba.lg.jp/noushin/nouchi/shinkou.html>
 - ・東京ドームシティ「野球情報」施設規模
<https://www.tokyo-dome.co.jp/dome/facilities/>
 - ・農林水産省『荒廃農地の現状と対策について』
http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/pdf/2804_genjo.pdf
 - ・農林水産省『市民農園をめぐる状況』
http://www.maff.go.jp/j/nousin/nougyou/simin_noen/zyokyo.html
 - ・農林水産省『人・農地プランについて』
http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/hito_nouchi_plan.html
 - ・農林水産省『中山間地域とは』
http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_about/cyusan/
 - ・農林水産省『2015年農林業センサス報告書』
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/index.html>
 - ・農林水産省『認定農業者制度について』
http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/nintei_gaiyou_tx.html
 - ・農林水産省『認定農業者数』
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/nintei/>
 - ・農林水産省『農業経営統計調査』
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/index.html>
 - ・農林水産省『農商工連携88選事例一覧』
<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/nosyoko/pdf/88zirei.pdf>
 - ・農林水産省『農地転用許可制度』
http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/t_tenyo/
 - ・農林水産省『農地を所有できる法人の要件の見直し（現行と見直し後の制度の対比）』
http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi_seido/pdf/nouchi_taihi.pdf
 - ・農林水産省『農地を借りたい方、貸したい方へ』

http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/kikou_ichran.html

- ・農林水産省『「農」と福祉の連携』

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kourei.html>

- ・農林水産省『販路拡大』

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/yosan/hosei_gaiyou/h_hanro/pdf/n-ko-35.pdf

- ・農林水産省『平成 28 年度の農地中間管理事業の優良事例集』

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/attach/pdf/index-89.pdf>

- ・農林水産省『平成 28 年 農地法に基づく遊休農地に関する措置の実施状況について』

<http://www.maff.go.jp/j/press/keiei/seisaku/170802.html>

- ・農林水産省『遊休農地対策の概要』

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/attach/pdf/yukyu-10.pdf>

- ・農林水産省『遊休農地の課税の強化』

http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/kotei/pdf/28_kaisei_hoyuu.pdf

- ・日本経済新聞「減反 5 年後廃止を決定 政府、コメ政策転換」 2013 年 11 月 26 日.
- ・日本経済新聞「コメ農家の離農止まらず 水田委託、受け手も限界」 2017 年 2 月 3 日.
- ・日本経済新聞「コメ作付け、市町村別公表へ 農林水産省 減反廃止控え」 2017 年 3 月 14 日.
- ・日本経済新聞「植物工場は？ 農地規制見直し、農業の定義問う」 2017 年 5 月 29 日.
- ・日本経済新聞電子版「関西の果物 海外に活路 輸出拡大へ官民動く」 2017 年 9 月 5 日.